

令和2年度 事業計画書

八尾市立障害者総合福祉センター
八尾市立デイサービスセンター

平成30年度より中核市となった八尾市では、令和2年度に第6期障がい福祉計画の策定作業が始まります。障がいのある方がその意思を尊重され、ともに地域の一員として、いきいきと暮らし、助け合い支え合っていく地域共生社会を実現することがますます大きな課題となっています。

平成31年度からの5年間の指定管理期間のうち、2年目を迎え、地域生活の拠点の一つとしての役割を果たせるよう、高齢となった障がいのある方や、重い障がいのある方も、地域でのいきいきとした生活、安心で安全な生活を続けられるように、センターの機能をより生かしていきます。

これらの状況の変化を見据えた上で、八尾市障がい者基本計画の基本理念に基づき、施設管理運営を行うにあたっての基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針

1. 障がい者の人権を尊重し、障がい者が権利の主体として平等に社会参加できる支援を行います。
2. 障がい者が地域で安心して暮らせる支援を行います。

基本方針に基づく運営方針は、以下の通りです。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策を追加しております。

運営方針

- ・ 講座事業やスポーツ・文化イベントの開催を通して障がい者の社会参加を促進します。
- ・ 市民への障がい者の人権や障がいに関する正しい理解と知識を深めるための教育・啓発活動や障がい者の権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。
- ・ 障がい者が自らの生き方や暮らし方を主体的に選び地域で自分らしく暮らせるよう日常生活に必要な支援を生活介護や短期入所などの障がい福祉サービスを通じて支援します。
- ・ 利用者個々の特性に即した個別支援を提供し、利用者の家族等との連携と深い信頼関係の構築に努めます。
- ・ 地域福祉の拠点として、緊急災害時に備えた防災訓練など発展的な施策の展開を推進します。
- ・ 計画的な研修の推進と人材育成により、質の高いサービスを提供します。
- ・ 環境に配慮した施設運営を行います。
- ・ 安全で安心な環境づくりに配慮した施設の維持管理を行います。

・令和2年1月に国内初感染者が発生した新型コロナウイルスは、その後感染者は増え続け終息に至っていない現状において、その感染症予防対策は、施設の利用者、職員およびそれらの家族の健康を守るとともに福祉サービスの提供を継続するための最重要事項と位置づけ実施いたします。

○施設の利用制限

感染症拡大防止のため、八尾市と密に情報交換し、必要と判断した際は、交流啓発行事、貸館事業および講座事業を休業し施設の利用を制限します。

○施設利用者、施設職員の感染予防の周知徹底

施設利用者及び施設職員への入館前の検温と入館時の手洗いうがいの励行、施設内（送迎車内を含む）の除菌、換気、日常生活においても家族も含め不要不急の外出を避ける等感染予防対策に心がけて頂くよう周知徹底します。

平成31年度からの5年間の指定管理期間のうち、2年目を迎えました。八尾市内の障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくことができるように、センターの事業を通じて支援を行います。

医療的ケアを必要とされる方々も日常生活を安心して送ることができるように、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて積極的に重度・重複障がいのある医療的ケアの必要な方の受け入れをすすめます。また介護職員が専門的な知識を身につけて安心して利用いただけるようにします。さらにニーズに応えるために放課後等デイサービスを新たに設けます。

ご家族の方が急に入院されたりするケースが増えています。安心して利用していただけるように体制を整えていきます。

また、安心・安全の観点から、関係機関と協力して防災訓練を行い、災害時の心構えができるようにしていきます。また感染症予防にも努めます。

そして、障がいのある方が、さらなる社会参加をすすめられるように当センターの機能を生かしていきます。

具体的には、以下の事業を行います。

1. 生活介護事業

18歳以上の身体・知的障がい者を対象に、食事・入浴・排泄等の介護・日常生活上の支援を通し、利用者が自立して住み慣れた地域で生活を継続するための支援を行います。

個別支援計画を作成し、利用者の生活の質の向上に努めます。利用者個人の状況や、家庭環境等の周囲の状況にも配慮し支援を行います。

障がいに合わせて、安心できる入浴方法・快適に過ごせる環境を提供します。

医療的ケアが必要な方には利用時間を通じ看護職員を配置し、安心してご利用いただけるようにします。

職員の資質向上を図り、利用者に適切な日常生活の中での機能訓練や支援を提供できるようにとめます。

地域行事やセンター行事等に楽しく参加していきます。また、次世代交流や行事の参加を楽しむことができるように努めます。

さらに、日中活動としての創作・生産活動を通して、社会との交流を深めていきます。
利用者がデイサービスの一環として自分たちでできることの一つとして公園・周辺の清掃を継続して行います。地域の清掃を通して、地域の方との交流を図るとともに、日常活動の場を広げ、環境の取組みへの意識を高めます。

清潔を維持する大切さを学び、習慣として日常生活に反映されるよう支援します。地域で暮らす中で必要なことの一つとして、働くことを体験するために、生産活動を取り入れました。まだわずかな時間の取組みですが、引き続き取組みます。

また、作業所などに通所することが一時的に難しくなった方に、日中活動を提供する事でフォローを行い、また新たな活動に向かっていけるように支援を行います。

2. 短期入所事業

18歳以上の身体・知的障がい者と、18歳未満の障がい児を対象に、居宅においてその介護を行う者の疾病等緊急時や、レスパイトその他の理由により、短期間の入所を必要とする方に、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

障害者虐待防止法に基づく対応や、介護者の急な病気や怪我の時など、障がい当事者を他に支援できる人がすぐ見つからないような緊急時の利用を優先とし、安心して利用いただけるよう、利用日や職員の配置など配慮します。

地域生活支援拠点の機能の一つとして、緊急時の受け入れ体制が挙げられますが、基幹相談支援センターや市内の各機関、各事業所との連携の中で、引き続き、受け入れができるように体制を整えていきます。

医療的ケアの必要な方の短期入所での受け入れに向けて、職員も「介護職員等による喀痰吸引等（第三号研修”特定の者対象”）の研修」を受講し、医療的ケアについて理解を深め、日常の支援にあたることができるよう、質の向上を図ります。また、当センターが研修実施機関と連携して実地研修が実施できるように準備をすすめていきます。

利用調整会議を開催し、ニーズに応じた利用に配慮し、利用日の調整を行います。利用者個人の状況や、家庭環境等の周囲の状況にも配慮し、家族や介護者からの「リフレッシュしたい」とのサインを職員が把握し、利用受入れがスムーズにできるよう努めます。

緊急時の対応のため、学校や作業所への送迎を実施します。また、日常的な利用の場合にも、学校や作業所への送迎が可能かどうかの検討を行い、実施体制について検討を行っていきます。

さらに、地域で暮らすことを目指して家族と離れて暮らす体験の場、経験を積む場として自立に向けての支援を行います。

地域生活支援拠点の機能の一つとして、今後、医療的ケアの必要な方も安心して利用できるように、夜間に看護師を配置できるように努めます。

3. 児童発達支援事業

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況・その置かれている環境に応じて適切な

指導や訓練を行います。また、重度・重複障がいのある医療的ケアの必要な方が安心して利用でき、家から外に出て様々な経験を積むことができるように、専門職を配置し支援を行います。ニーズに基づいて個別支援計画を作成し、利用者個人の状況に合わせ、個別及び集団プログラムを通して生活スキルや社会性が身につけられるように支援します。家族の相談や利用相談にも必要に応じて対応し、支援を通して育児負担を軽減します。ライフステージに応じて、就園時・就学時など関係機関とも連携しながら支援を行います。様々な年代の方と触れ合い、社会性の発達を促します。また、行事を通して地域の方々と交流します。コミュニケーションの方法を工夫し実施します。一年間の活動の成果を見ていただき成長につながるように発表の場をつくり、社会参加の機会を設けます。

4. 放課後等デイサービス事業

就学後から18歳までの障がい児を対象とし、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、放課後支援、土日祝日と長期休みの余暇支援を通じ、障がい児の身体及び精神の状況・その置かれている環境に応じて、専門職を配置し適切な指導や訓練を行います。また、重度・重複障がいのある医療的ケアの必要な方を受け入れ、家や学校以外の場所で、安心して過ごせて経験を積む場として、曜日別のプログラムや個別の取り組み等を通じて、活動することの楽しさや、他の利用者や職員と活動する中で人のかかわりやルールを知り、今後の生活に活かしていくことを目指します。子育て支援、保護者の就労支援の一環としても行います。家庭や学校、他機関との連携を図り、本人の特性に応じた支援の一貫性を保ち、ライフステージに応じた支援を行います。ニーズに基づき、個別支援計画を作成して適切な支援を行います。

放課後等デイサービスの受け入れ人数を増やし、特性に合わせた環境を整えます。

個別の活動や集団活動を通して、生活スキル、社会性が身につけられるように支援します。地域の行事に積極的に参加し、地域交流を通して、様々な体験の中から興味や関心の幅が広がるように支援します。一年間の活動の成果を見ていただき成長につながるように発表の場をつくり、社会参加の機会を設けます。

学校卒業後の進路も大きな課題ですが、情報提供の場など設けることができるように検討を行います。

5. 地域密着型通所介護・第一号通所事業

平成28年4月より、地域密着型通所介護として、障がいのある高齢者を中心に、要介護者・要支援者一人ひとりのニーズを満たし、自立したその人らしい生活を実現できるよう、食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練、日常生活上の支援を行います。利用者個人の状況にあわせ、また家庭環境にも配慮して支援を行います。職員の資質向上を図り、利用者に適切な日常生活の中での機能訓練や支援を提供できるようにつとめます。

障がい種別を問わず、障がいサービスから介護保険制度へと移行していく際に、地域包括支援センター、ケアマネージャー、各サービス事業所とも連携し、ライフステージに応じた相談・支援を円滑に行うことができるように連携を図ります。

医療ニーズの高い利用者に対しては専門職との連携を図り、安心してサービスが利用できる環境を提供します。

本人を支える地域でのネットワークに参加し、地域連携を図ります。八尾市全体を対象とし、利用希望に対応します。

次世代交流ができる地域行事に参加し、楽しんで頂けるよう努めます。また、地域資源を生かした機能訓練に取り組みます。

当センターの専門性を生かし、障がいのある高齢者を積極的に受け入れます。現在、要介護3以上の利用者が5割を占めており、障がい高齢者の受け皿として役割を果たしています。

また、要支援者の方向けには、平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（第一号通所事業）として、現行同様サービスを提供しています。

これらの事業を通して、自らの力を活かしながら、自分らしく地域で暮らせるように支援していきます。

6. 八尾市地域生活支援事業の受託

(1) 地域活動支援センター事業Ⅱ型

地域において就労が困難な在宅障がい者の方に通所していただき、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。利用者個人の状況にあわせ、また家庭環境にも配慮して支援を行います。

土日は、通所施設へ行かれている方にも、入浴や余暇活動の場としてサービスを提供します。

年に一回行われるボッチャ大会や、運動会など地域での行事、センターで行われる行事に参加し、地域との交流を深めます。

放課後等デイサービス等を利用されている児童が18歳となり、地域活動支援センターⅡ型へ利用を移行する場合などに、継続した支援が行えるよう、段階的な支援を行います。

今後、利用者のニーズに応じた定員の調整や活動内容の充実に向けて、検討を行っていきます。

(2) 日中一時支援事業

障がい児・者を対象に、日中に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練や必要な支援を行います。安心して利用いただけるよう、利用者それぞれの年齢にふさわしい対応、利用者個人の状況に合わせた対応を行います。保護者の就労保障やレスパイトとしても行うため、放課後や緊急時の利用がしやすいよう、学校等への送迎を引き続き行います。家庭、学校、関係機関との連携を図ります。生活スキルや社会性が身につけられるよう、活動を通して支援を行います。

また、家族の介護負担の軽減のため、自宅で入浴することが難しい方を対象に、放課後等の利用時についても入浴サービスも実施していきます。

夜間利用サービスを実施し、保護者、特にひとり親家庭の就労支援・レスパイトとして活用していただきます。夜間利用サービスの実施については、通所施設等、日中活動の場との連携により、本人の状況把握に努めます。

今後、よりさまざまな経験が積めるように、活動内容の幅を広げるため、検討を行っていきます。

7. 相談支援事業

平成26年度より相談支援事業として特定計画相談・障がい児相談支援を行っています。平成27年4月より原則サービス利用時にサービス等利用計画が必要になることを踏まえて、ご本人とご家族の望む暮らしを計画において明確にし、関係機関と連携しながら実施しています。今後も支援センターでの取組みは重視し、市内の障がい者・児の平等な利用に資するものとなるように、市及び関係機関との協議を重視して事業展開を図ります。

障がい児相談支援に力を入れ、受け入れ件数を増やし、特定計画相談にスムーズにつながるようにします。

また、本人の望む暮らしの実現のために、意思決定支援を推進できるように努めます。将来の生活を見据えて、成年後見制度の紹介に努めるなど啓発を行い、利用を推進します。

他市からの転入及び他市への転出にも対応しスムーズに生活ができるように支援します。

夜間に急に保護者が入院した場合などの緊急時に相談をきくことができるような体制を整えます。

なお、1～6の事業につき、開始後10年以上を経過するため、使用する設備や備品の見直し・修繕等は必要に応じて行います。特に、開所時の納入のため時期が一斉のため、同時に不具合の起こることのないように、計画的な点検体制を整えます。

8. 学習・交流・啓発・情報発信事業

(1) 交流・啓発・スポーツ事業

障がい者及び障がい者に関する正しい理解と認識を深めるため、交流・啓発事業を実施します。障がい者、ボランティア団体、地域の方々に参加交流できる文化・レクリエーション・スポーツ事業を実施します。

障がい者スポーツのつどい～ボッチャ大会(5月)、ボッチャきずなリーグ(11月～1月)を実行委員会形式で開催し、障がい者と地域の方々の相互交流を図ります。また、愛に輝く野遊会(5～6月)、きずなサマーフェスティバル(8月)、愛に輝くうんどう会(10月)、愛に輝くつどい(2月)などの催しを行います。障がい児者スポーツ体験講習会、障がい児者スポーツボランティア養成講座、体力測定講座を開催し、スポーツを楽しみ交流する機会を設けます。今まで以上に、市内全域から多くの方に参加していただけるように呼び掛けていきます。また、これらを通じてアスリートを目指せる、隠れた人材の発掘を行います。

当センターが実施するスポーツイベントについて、ディスコン大会、リーグ戦形式によるボッチャ大会、ユニバーサル野球盤など新しいイベントも増え続けています。今後もスポー

ツを通して、障がいの有無を問わず、一人ひとりが輝いて、主体性を持って活躍する場を提供します。また、東日本大震災により八尾市に避難して来られている障がい当事者の方が、車椅子バスケットを楽しむ場としてスポーツホールを利用してくださっています。これからもスポーツそのものや、スポーツができる場を通して、障がい者と関係者を支援していきます。

これらの取り組みに賛同いただき平成28年度に開催したボッチャきずなリーグでは、八尾中央ライオンズクラブから記念品の寄贈やボランティアとして運営にご協力いただきました。さらに平成29年度以降、毎年、ボッチャの普及を目的とし八尾中央ライオンズクラブとの共催で「ボッチャ講習会とオープン大会」を開催しています。今年度も障がい者スポーツの啓発イベントなどは積極的に関わっていきます。

レクリエーションについては、年1回「愛に輝く野遊会」という日帰りのバス旅行を実施します。車いすの利用者も参加できるようにリフト付きのバスを用意し、郊外の緑に触れたり、名所を訪ねたり、お食事を楽しんだりする中で、障がい者の種別を超えた交流を深めていただきたいと考えています。

毎月第3日曜日には、映画上映会を開催します。日本語音声と字幕付の上映会を行い、多様な障がい者の方や、地域の方々が共に楽しむことができるよう配慮します。

なお、事業運営にあたっては、センター利用者の声等をタイムリーに反映するため、事業に合わせて運営協議会の「交流・啓発・スポーツ部会」を必要に応じ、随時開催していきます。

(2) 地域への啓発活動の促進

より多くの人に障がいのことや当センターのことを知ってもらうために、障がいに関連するイベントや地域の行事に積極的に参加したり、行政との連携により啓発活動を行います。

小・中学生を対象に障がいの疑似体験をしてもらう出前授業や、障がい者のことを知ってもらうための講演や、職場体験実習の受け入れ、また、障がい者フォーラムやひゅーまんフェスタ等の人権啓発のイベントに積極的に参加し、障がい者の人権や障がいに関する正しい理解と知識を広く市民に深めていただくため、教育・啓発活動を充実していきます。

一般市民を対象に、障がいや原因となる病気などについて、健康講座などの講演会の開催も検討しています。そして、これらの事業を通して、地域で誰もが当たり前を支え合い助け合って暮らしていく地域共生社会の実現を目指していきます。

(3) 情報・広報事業

当センターの認知度向上を図るために、多様な媒体を活用した情報提供及び広報活動を展開します。特に平成27年度にはホームページをリニューアルし、より多くの情報を開示しました。今後もより多くの方々に御利用いただけるよう広報の充実に努めます。

なお、事業運営にあたっては、センター利用者の声等をタイムリーに反映するため、事業に合わせて運営協議会の「情報・広報部会」を必要に応じ、随時開催していきます。

(4) 講座事業

障がい者の生涯学習の一環として、生活支援と社会参加等を目的とした各種講座事業を実施します。八尾市在勤・在学・在住の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を対象に、多様な講座を開催します。これまでに、パソコン講座、基礎絵画教室、陶芸教室、料理講座・フラワーアレンジメント・茶道・華道・書道・ヒップホップダンス・太極拳等の各講座を実施してきました。また、自立を目指す方に、知的障がい者対象の基礎家事教室や、精神障がい者対象の生活体験講座を行ってきました。

その他ボランティア養成を目的として、手話のボランティア養成講座を行います。これまでの受講生の中から多くの方にボランティア会に入会いただき、当センターの行事にてボランティアとして活躍されています。

今後アンケート等でニーズを調査した場合は内容を反映できるように努めます。

(5) 貸館事業

障がい者の社会参加、余暇支援、生涯学習のための貸館事業を行います。

会議室・講座室・利用講座室・作業室・多目的スポーツホールなどの部屋を無料で障がい者等の方に利用していただき、会議や余暇活動に役立てていただきます。

貸館の備品について適切に管理し、備品の点検を行います。

当センターの多種多様な施設をより多くの方にご利用いただくため、積極的な広報活動を行います。

貸館の有効活用の検討を行います。貸し出し回数の多い室とそうでない室とのばらつきがありますが、分析を行い、八尾市との協議を行い有効活用できるよう提案していきます。大幅な改修が必要な場合も八尾市と協議を行います。

(6) 精神障がい者支援事業

精神障がい者を対象に、IT講座、生活体験講座などを行い、自立を目指した支援に取り組みます。八尾柏原合同レクリエーション大会への参加についても検討していきます。グループワークについて参加希望者があれば開催を検討していきます。

他の機関との連携により多くの方にご利用頂くため積極的な広報活動を行います。

9. 運営協議会の設置・運営

当センターの運営については障がい者団体、ボランティア団体や利用者の支援者から構成する障害者センター運営協議会を開催し、全体の利用、事業内容やニーズや各講座についての意見などを伺っていき、ここからのニーズや直接利用者からの意見を参考として年間行事や各種講座の開催を行います。

10. 地域及び関係機関等との連携

これからも法人一体となって、地域との連携を図っていきます。

地域行事を通じた連携や八尾市社会福祉協議会、八尾市ボランティアセンターと連携して

市民ボランティアの参加呼びかけを積極的に行います。

また、職員や施設の利用者が地域住民との交流を図ることで顔の見える関係を継続して作っていきます。

11. その他

(1) 送迎面での独自事業

貸館・講座等で当センターを利用される方のために送迎バスを運行しております。現在、送迎バスは、近鉄八尾駅への送迎バスと、指定場所への予約制バスの2台を運行しています。今後も、利用者のご要望に極力応えることのできるよう努めます。

(2) 喫茶店「カムカム」の展開

1階カムカムスペースにある喫茶店「カムカム」において、クッキーやカップケーキなどの授産製品を購入し喫茶店利用者に提供します。購入先は、公募にて公平に選考し、現在4か所の事業所から納入していただいています。

また、地域の皆さんにも開かれたスペースとなるよう、夏季においては熱中症対策として「涼みの場所」としてご利用頂けるよう近隣施設とも協力しながら広めていきます。

なお、喫茶担当職員として現在1名の障がい者を雇用しています。

(3) 福祉避難所運営に備えた防災訓練

平成25年度から当センターは八尾市の福祉避難所に指定され、災害時の避難施設として重要な役割を担うことになり、防災に関する勉強会で「災害の被害を最小限にするため地域での助け合いが重要」であることを学び、日頃からの関係づくりが必要と考え、平成24年度より高美南小学校区まちづくり協議会と協力し地域の皆さんや当センターの利用者の皆さんと共に防災訓練を継続して行ってきました。

さらに、近い将来発生するとされる南海トラフ地震など大規模地震に備え、より実用的な防災訓練を当事者、地域そして行政と共に取り組んでまいります。

◆災害発生時の緊急初動対応訓練

大規模災害や局地的な被害が甚大な場合、発生直後など八尾市と連絡が充分に取れない場合やマニュアルどおりに行動できない場合も想定されるので、利用者や職員の安全確保を最優先に考えた避難行動と施設内の被害状況（利用者・職員の安否、施設設備の被害など）の報告などの訓練を行います。

◆福祉避難所運営訓練

実際に避難所を開設し、受付、居住スペースへの誘導、障がい種別ごとの対応などの実践的訓練を実施します。また、災害時に数々の福祉避難所での活動をされている方のコーディネートも予定しています。

(4) 省エネルギー対策など環境に配慮した取組み

当センターでは、環境への配慮を具体的な形で実践しようと「KES・環境マネジメントシ

ステム・スタンダード」の認証資格を取得しています。KESとは「京のアジェンダ21フォーラム」が認証する、ISO14001と同じく環境と経営を結びつけ、環境への負荷を管理・低減するためのシステムです。

このシステムにより、電気、ガス、水道といったエネルギー資源の使用方法を見直し、利用者への影響を及ぼさない範囲で、無駄なく効率的な方策を今年度も継続して行います。また、エネルギー資源の効率的な利用として、照明設備のLED化を目指します。設備の入れ替えにかかる初期投資に一定の費用がかかるため、どの設備をLED化すれば5年間のコスト削減により初期投資額を回収できるかを検討します。

さらに、ウルトラファインバブルを搭載した給湯システムの導入により省エネ・省資源化を検討します。

(5) 展示スペースの活用

1階の展示スペースを利用し、福祉関連の展示、利用者の作品などの展示を行います。また、関係者に展示スペースの貸し出しを行い、広く表現の場として活用していただけるようにします。

(6) 障がい者雇用

現在6名の方にセンターで就労していただいています。障がい種別も知的、精神、聴覚と様々で介護職や周辺業務として活躍しています。また、就業・生活支援センターなど関係各機関とも連携しながら、清掃業務委託先にも障がい者雇用を働きかけていく等、今後も雇用に取り組んでいきます。

(7) 成年後見制度相談

高齢者、障がい者の方で各種サービスを使う必要が生じた認知症などで意思表示の困難な方を対象とします。

相談業務として成年後見制度の家庭裁判所に登録している社会福祉士等の専門職が相談に応じます。相談が必要な利用者・介護者からの予約によって行います。八尾市全体では市の窓口においての相談を受けるところではありますが、もう少し気軽に相談でき、専門性もある相談業務として実施します。

また、成年後見制度に関する説明会も随時開催し、あわせて啓発に努めます。

(8) 一般の市民の認知度を把握するためのアンケート調査の実施

市が5年毎に実施する「八尾市障がい者基本計画策定に関する市民意識調査」において、当センターの認知度や評価を把握します。

また、当センターの利用者等に対するアンケート調査も実施し今後の事業に反映させていきます。

(9) 障がい者の造形活動の推進

平成27年度から、障がい者の造形活動の推進に取り組んでいます。

特に、アール・ブリュットと呼ばれ、本人が自由に感性のままに表現する造形活動をセンターの日中活動に積極的に取り入れ、作品を発表する機会などの環境づくりに取り組んでいます。

その成果としては、当センターの職員と他の障がい者施設の職員など有志が集い「八尾にアール・ブリュットを広める会」を発足し、平成27年、28年、29年と3度の展覧会を開催しました。前年度は八尾市内の各地における巡回展を計画し、1月に八尾市役所にて開催しましたが、今年度も引き続き市内の施設にて作品の展示を行います。

(※注 アール・ブリュットとは、「生(き)の芸術」という意味のフランス語で、画家のジャン・デュビュッフエが1945年に考案したカテゴリーである。正規の美術教育を受けていない人が自発的に生み出した、既存の芸術モードに影響を受けていない絵画や造形表現のこと。)

(10) 障がい当事者によるサロン活動

余暇・レクリエーションの場において、障がいのある人がより主体的に参加できる機会づくりとして、当事者が集い、主体的に企画を立ち上げ、行動する場としてサロン活動を推進してきました。

そして前年度より障がい当事者と当施設のボランティアの方々との交流の場としてのサロン活動が定着し、参加者も増え、これまで施設を利用したことのなかった当事者の参加も見られるようになりました。今後も障がい当事者が主体となつてのサロン活動を広げてまいります。

* なお、文中「障害」の用語について、法律に規定されているものや固有名詞については「障害」と記載し、それ以外は「障がい」と記載しています。

2020年度利用者数計画

単位：人

	通所介護	生活介護(身体)	生活介護(知的)	短期入所	児童発達			放課後デイ			日中一時	地活Ⅱ型	合計
					重心	その他	計	重心	その他	計			
利用者数	1,616	2,154	2,442	2,513	359	539	898	610	3,052	3,662	718	1,428	15,429
1ヶ月当たり (30日換算)	135	180	200	210	30	45	75	51	255	305	60	420	1,286
1日当たり	4.5	6.0	9.5	7.0	1.0	1.5	2.5	1.7	8.5	10.2	2.0	14.0	43.0
開所日	359	359	257	359	359	359	359	359	359	359	359	102	359
2019年度見込	1,666	2,551	2,435	2,596	309	473	782	509	2,560	3,069	1,101	1,374	15,574

2020年度講座予定

	対象	定員	開催曜日	時間	開催日	回数	場所	備考	募集月	
料理教室 (上期)	障がい者	10名	第2・第4 月曜日	10時～ 13時	5/11～ 9/28	10回	料理講座室	8月は8/3、24	4月	
料理教室 (下期)	障がい者	10名	第2・第4 月曜日	10時～ 13時	11/9 ～3/22	10回	料理講座室	12月は12/7、21	10月	
アレンジフラワー (上期)	障がい者	10名	第3 土曜日	13時～ 14時30分	5/16～ 9/19	5回	作業室	8月は8/22	4月	
アレンジフラワー (下期)	障がい者	10名	第3 土曜日	13時～ 14時30分	11/21 ～3/20	5回	作業室		10月	
華道教室 (上期)	障がい者	10名	第3 金曜日	10時～ 12時	5/15～ 9/18	5回	料理講座室		4月	
華道教室 (下期)	障がい者	10名	第3 金曜日	10時～ 12時	11/20 ～3/19	5回	料理講座室		10月	
茶道教室 (上期)	障がい者	10名	第3 金曜日	13時～ 15時	5/15～ 9/18	5回	料理講座室		4月	
茶道教室 (下期)	障がい者	10名	第3 金曜日	13時～ 15時	11/20 ～3/19	5回	料理講座室		10月	
書道教室 (上期)	障がい者	10名	第2・第4 土曜日	13時～ 15時	5/9～ 9/26	10回	作業室	8月1、8日	4月	
書道教室 (下期)	障がい者	10名	第2・第4 土曜日	13時～ 15時	11/14 ～3/27	10回	作業室	2月6日、13日	10月	
基礎家事教室 (上期)	知的	5名	第2 土曜日	10時～ 15時	5/9～ 9/12	5回	料理講座室		4月	
基礎家事教室 (下期)	知的	5名	第2 土曜日	10時～ 15時	11/14 ～3/13	5回	料理講座室		10月	
生活体験教室 (上期)	精神	5名	第3 土曜日	10時～ 15時	5/16～ 9/19	5回	料理講座室	8月は8/22	4月	
生活体験教室 (下期)	精神	5名	第3 土曜日	10時～ 15時	11/21 ～3/20	5回	料理講座室		10月	
手話ボラ (実践編)	ボランティア	15名	毎月第2 火曜日	13時～ 15時	5/12 ～3/9	10回	講座室1・2	8月は休講	4月	
手話ボラ (はじめての手話)	ボランティア	15名	第2・第4 木曜日	10時～ 12時	11/12 ～3/25	10回	講座室1・2		10月	
手話ボラ (コミュニケーション編) (上期)	ボランティア	15名	毎週 金曜日	13時～ 15時	5/8～ 9/18	15回	講座室1・2	5月29日・8月は 休講	4月	
手話ボラ (コミュニケーション編) (下期)	ボランティア	15名	毎週 火曜日	10時～ 12時	11/10 ～3/9	15回	講座室1・2	12/29・1/5 2/23は休講	10月	
太極拳教室	障がい者	10名	第3 日曜日	10時～ 11時30分	5/17～ 3/21	10回	スポーツホール	8月は休講	4月	
絵画教室	障がい者	10名	第3 土曜日	10時～ 12時	5/16～ 3/20	10回	作業室	8月は休講	4月	
陶芸教室	障がい者	10名	水曜日2回	13時～ 15時	全2回	9回	作業室		随時	
夏休み陶芸教室	障がい者	10名	日曜日2回	10時～ 12時	全2回	1回	作業室		6月	
ヒップホップダンス 教室	障がい者	15名	土曜日	16時～ 17時30分	5/16～ 3/13	26回	スポーツホール		4月	
健康づくり体操 (上期)	障がい者	15名	第2 金曜日	13時～ 14時30分	5/8～ 9/11	5回	スポーツホール	6月は19日 8月は7日	4月	
健康づくり体操 (下期)	障がい者	15名	第2 金曜日	13時～ 14時30分	11/13～ 3/12	5回	スポーツホール		10月	
車椅子ダンス	障がい者	15名	第3 土曜日	13時～ 15時	5/16～ 3/20	10回	スポーツホール	8月は休講	4月	
スポーツ講座	障がい者	15名	土曜日	13時～ 15時		1回	スポーツホール			
スポーツ ボランティア講座	ボランティア	15名	土曜日	13時～ 15時		1回	スポーツホール			
スポーツ講座	障がい者	15名	土曜日	13時～ 15時	3月	1回	スポーツホール		2月	
スポーツ ボランティア講座	ボランティア	15名	土曜日	13時～ 15時	3月	1回	スポーツホール		2月	
パソコン講座	障がい児・者	各5名	別紙参照(パソコン講座日程)					IT研修室		随時

陶芸教室日程

製作①5月20日 ②6月17日 ③9月16日 ④10月21日 ⑤11月18日 ⑥12月16日 ⑦1月20日 ⑧2月17日 ⑨3月17日 ⑩夏7月26日
釉薬 6月10日 7月8日 10月14日 11月11日 12月9日 1月13日 2月10日 3月10日 4月13日 夏8月23日

2020年度パソコン講座日程

(2020.3.8現在)

実施日	曜日	午前		午後		募集月
2020/5/10	日	第1回		第2回		4
2020/5/17	日	第1回		第2回		
2020/5/24	日	第1回		第2回		
2020/6/14	日	テーマ別講座①	暑中見舞いを作ろう	テーマ別講座②	絵てがみを作ろう	5
2020/7/5	日	第3回		第4回		6
2020/7/12	日	第3回		第4回		
2020/7/19	日	第3回		第4回		
2020/8/23	日	第5回		第6回		7
2020/8/30	日	第5回		第6回		
2020/9/6	日	第5回		第6回		
2020/10/3	土	第7回		第8回		9
2020/10/10	土	第7回		第8回		
2020/10/17	土	第7回		第8回		
2020/11/7	土	テーマ別講座③	年賀状を作ろう	テーマ別講座④	箸袋を作ろう	10
2020/11/15	日	テーマ別講座⑤	ポチ袋を作ろう	テーマ別講座⑥	クリスマスカードを作ろう	
2020/12/6	日	第9回		第10回		11
2020/12/13	日	第9回		第10回		
2020/12/20	日	第9回		第10回		
2021/1/16	土	第11回		第12回		12
2021/1/23	土	第11回		第12回		
2021/1/30	土	第11回		第12回		
2021/2/14	日	テーマ別講座⑦	カレンダーを作ろう	テーマ別講座②	飛び出すカードを作ろう (ひな祭り)	1
2021/3/7	日	第13回		第14回		2
2021/3/14	日	第13回		第14回		
2021/3/21	日	第13回		第14回		